

船舶事故調査報告書

平成27年8月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年1月9日 07時50分ごろ
発生場所	佐賀県佐賀市早津江川河口南方沖 早津江川口灯標から真方位187°3,300m付近 (概位 北緯33°06.27' 東経130°18.40')
事故調査の経過	平成27年1月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{しげひろ} 茂洋丸、4.90トン SA3-15759（漁船登録番号）、個人所有 12.30m (Lr) × 2.24m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和56年9月7日 B 漁船 ^{きしやう} 喜祥丸、4.3トン SA3-17286（漁船登録番号）、個人所有 12.10m (Lr) × 2.88m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、402kW（動力漁船登録票による）、平成21年9月22日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年8月12日 免許証交付日 平成24年5月21日 (平成29年7月30日まで有効) B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年9月7日 免許証交付日 平成26年6月5日 (平成31年9月6日まで有効)
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷後部外板に亀裂及び破損、左舷側ハンドレールに曲損、操舵室囲壁及び天井が破損 B 船首船底外板に擦過傷

事故の経過

A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが操舵室の椅子に座って手動操舵を行い、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で早津江川河口南方沖に設置された‘のり養殖漁場内にある東西方向の水路’（以下「本件東西水路」という。）を東南東進した。

船長Aは、‘のり養殖漁場内にある南北方向の水路’（以下「本件南北水路」という。）を航行するB船及びC船を左舷前方に視認し、奥側に見えるB船及びその手前を先行するC船が南南西進している状況を認めた。

船長Aは、左舷前方のB船及びC船を視認した角度が正船首方向からだいぶ開いていたので、‘本件東西水路と本件南北水路の交差部’（以下「本件交差部」という。）を、A船がB船及びC船より先に通過するものと思った。

船長Aは、B船及びC船との接近状況を見ていたところ、2隻の速力が思ったより速かったので、A船がB船及びC船と本件交差部付近で接近することを認めたが、A船が保持船の立場であり、B船及びC船がそのうち避航するものと思い、針路及び速力を保持して本件交差部を東南東進した。

A船は、C船が右に変針してA船の船尾方を通過し、その後、船長AがB船を避けるために右舵を取ったものの、平成27年1月9日07時50分ごろ、その左舷後部とB船の船首部とが衝突した。

B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが操舵室の椅子に座って手動操舵を行い、約53km/hの速力で本件南北水路を南南西進した。

B船は、本件南北水路の東側にある漁場に向かうため、本件交差部かその先の水路交差部で左に変針する予定であり、反航船がいなかったため、本件南北水路の左側に寄って南南西進した。

船長Bは、本件南北水路の左側に立っているのり養殖用の支柱から約30m離れた所を航行していたので、左側から出て来る漁船がいなかうかに注意を向けていた。

船長Bは、C船が、B船の右舷側約90m付近を約50km/hの速力で少し先行していたので、右舷側にいるC船の前方を突っ切って接近して来る他船はいないものと思っていた。

船長Bは、右舷側のC船が急に右旋回したので、右舷前方を見たところ、操舵室右前の窓枠の陰から出て来たA船を視認し、右舵を取ったものの、B船とA船とが衝突した。（写真1参照）



写真1 B船操舵室からの前方の見通し状況

船長Bは、両船の損傷状況及び負傷者の有無を確認したところ、船長Aが負傷していることが分かり、118番通報をした後、B船でA船をえい航して佐賀市戸ヶ里漁港（戸ヶ里地区）に入港した。

船長Aは、僚船で戸ヶ里漁港（戸ヶ里地区）に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、左肩関節打撲傷、左側頭部打撲傷及び左顔面打撲傷と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

	<p>写真1 B船操舵室からの前方の見通し状況</p> <p>船長Bは、両船の損傷状況及び負傷者の有無を確認したところ、船長Aが負傷していることが分かり、118番通報をした後、B船でA船をえい航して佐賀市戸ヶ里漁港（戸ヶ里地区）に入港した。</p> <p>船長Aは、僚船で戸ヶ里漁港（戸ヶ里地区）に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、左肩関節打撲傷、左側頭部打撲傷及び左顔面打撲傷と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件東西水路の幅は、約100mであり、本件南北水路の幅は、本件東西水路の幅の2倍以上であった。</p> <p>A船は、レーダーを装備していたが、船長Aは、本事故当時、レーダーを使用していなかった。</p> <p>A船は、汽笛を備えていなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日、00時に出港してのりの摘採作業を行い、03時前に帰港したが、のりの乾燥機が故障したので、睡眠をとることができず、07時30分ごろ別の作業のために出港しており、また、本事故の前日から発熱し、本事故当時は約38℃の熱があったので、寝不足と体調不良により、体がだるいと感じていた。</p> <p>B船は、レーダーを装備していたが、船長Bは、本事故当時、レーダーを使用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、早津江川河口南方沖の本件交差部付近を東南東進中、船長Aが、B船を視認した際、A船が保持船の立場であり、左舷前方から接近するB船がA船を避航するものと思い、針路及び速力を保持して航行したことから、B船を避けるために右舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船に汽笛を備えていなかったことから、B船に対して</p>

	<p>注意などを促す信号を行うことができなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、早津江川河口南方沖の本件交差部付近を南南西進中、船長Bが、右舷側から接近して来る他船はいないものと思ひ、また、本件南北水路の左側から出て来る漁船がいなかうかに注意を向け、右舷方の見張りを行っていないことから、右舷側から接近するA船に至近で気づき、右舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、C船が、右舷側を約50km/hの速力で先行していたことから、C船の前方を横切つて来る他船はいないものと思ひ、また、本件南北水路の左側に寄つて航行していたことから、本件南北水路の左側から出て来る漁船がいなかうかに注意を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、早津江川河口南方沖の本件交差部付近において、A船が東南東進中、B船が南南西進中、船長Aが、左舷前方から接近するB船がA船を避航するものと思ひ、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが、本件南北水路の左側から出て来る漁船がいなかうかに注意を向け、右舷方の見張りを行っていないため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張りは、一定の方向だけでなく全方位に対して行うこと。また、目視だけでなく、レーダーも適切に使用して周囲の船舶を早期に発見すること。 ・長さ12m以上の船舶は、汽笛を備えなければならず、他船の衝突回避動作に疑いがあるときには、警告信号を行うこと。 ・のり養殖漁場内の水路交差部付近においては、減速して航行することが望ましい。 ・体調が悪いときには、操船を控えることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

